

議案第123号

大津市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について

令和7年9月25日
健康福祉部福祉政策課

1 大津市ふれあいセンターの概要

設置根拠 大津市ふれあいセンター条例

事業 市民の福祉の増進及び市民の交流の促進に関し、場所を提供する
事業その他市長が必要と認める事業

＜センターの名称及び所在地＞

	名 称	建築年度	住 所
令和5年度 廃止	伊香立ふれあいセンター	昭和55年	大津市伊香立下龍華町584-157
令和6年度 廃止	比叡ふれあいセンター	昭和51年	大津市坂本六丁目33-19
令和4年度 廃止	中ふれあいセンター	昭和52年	大津市皇子が丘一丁目9-10
今回	膳所ふれあいセンター	平成3年	大津市昭和町15-25
令和5年度 廃止	南ふれあいセンター	昭和47年	大津市稲津一丁目10-20

2 膳所ふれあいセンターの概要

建物概要

建築年度:平成3年度 構造:鉄筋コンクリート造 2階建

会議室・和室・調理実習室

※ふれあいセンター東側に隣接して児童館あり

人員配置

2名 所長1名(正規職員・児童館長兼務)、管理・運営1名(会計年度任用職員)

運営内容

ふれあいセンターの管理運営

3 膳所ふれあいセンターの廃止

【経過】

- ・令和元年10月の大津市議会の行政評価による提言を踏まえ、令和3年度の庁内協議においてふれあいセンターは5館とも廃止する方針を決定
- ・膳所ふれあいセンターを廃止することについて、地元の関係団体に説明して、理解を得ている。

【廃止】

- ・令和8年3月31日で膳所ふれあいセンターを廃止する。
- ・大津市ふれあいセンター条例を廃止
条例施行日：令和8年4月1日